

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 基本的な考え方

宮城県保健福祉部社会福祉課

1 趣旨

宮城県では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴う「保護施設等の設備及び運営に関する基準」の制定について検討を進めております。

これらの基準は、「保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」として制定される予定です。

2 基本的な考え方

条例を定めるにあたっては、後記の参酌すべき基準の一部について独自基準を定めることとしますが、それ以外の基準については、これまでの基準が適正なサービスの提供、健全な運営の確保といった観点から妥当かつ合理的であり、これまでの基準を変更する合理的な理由がないことから、国の省令の基準どおりとし、医療保護施設及び社会福祉法に基づく授産施設については、局長通知（平成23年12月28日付け社援発1228第1号）に基づく基準を盛り込むことを考えています。

3 条例で定める基準の分類

生活保護法第39条第1項の規定により、保護施設等の設備及び運営の基準を定めるものです。国が示した保護施設の設備運営基準（平成23年厚生労働省令第150号）を踏まえ、生活保護法第39条第2項に定める次の3つの分類に基づき、条例を作成することとされています。

	基準の区分	条例で定める基準（主なもの）
従 う べ き 基 準	必ず適合させなければならない基準。 その基準に従う範囲内で地域の実情に 応じた内容を定めることはできるもの の、原則として異なる内容の基準を定 めることはできないものです。	職員配置、居室等面積等に関する基準
標 準 と す る 基 準	通常よるべき基準。合理的な理由のあ る範囲内で、地域の実情に応じて異な る内容の基準を定めることができるも のです。	利用定員、施設規模等に関する基準

	基準の区分	条例で定める基準（主なもの）
参 酌 す べ き 基 準	その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるものです。	従うべき基準及び標準とする基準以外の事項 （構造設備、非常災害対策、運営規定、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務等に関する基準）

4 独自基準の概要

下記のとおり、国の基準と異なる独自基準を設けることとします（ただし、細目的事項や専門技術的事項等については、規則に委任される予定です）。

	国の基準の概要	県の独自基準の概要
記 録 の 保 存 期 間	保護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。	保護施設等設置者は、設備、従業者、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 【独自基準を定める理由】 返還請求の時効（5年）との整合性を確保し、返還事務に支障が出ないようにする。
暴 力 団 の 排 除	なし	申請者の役員等が、宮城県暴力団排除条例に掲げる暴力団員であるものを除く。 【独自基準を定める理由】 平成23年4月1日に宮城県暴力団排除条例が施行され、同条例において県は「暴力団排除に関する施策を総合的に推進する」責務を有することとされたことから、暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して保護施設等を利用できる環境を整備する。
非 常 災 害 対 策	保護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	国の基準に次の事項を追加する ① 災害の種別に応じた個別計画の策定 ② 計画の掲示 ③ 食糧等の備蓄、自家発電装置等の確保 ④ 他の社会福祉施設等との連携や協力体制の確保 【独自基準を定める理由】 東日本大震災の被災県として、実効性の高い非常災害対策となるよう計画段階から想定される災害に対応できる対策をたて、日頃の防災意識の高揚をはかることを目的として独自基準を設けることとする。

	国の基準の概要	県の独自基準の概要
秘密の保持義務	なし	<p>保護施設等の従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、保護施設等の設置者は従業者であった者が業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【独自基準を定める理由】</p> <p>養護老人ホーム等、他の社会福祉施設については既に省令で基準が定められていることから、保護施設等についても同様に基準を定める。</p>
事故発生時の対応	なし	<p>事故発生防止の指針の整備、事故発生時の改善策の周知、事故防止の研修の定期的な実施を義務づける。事故が発生した場合の入所者の家族等への連絡と必要な措置の実施、事故の状況及び処置に関する記録の実施を義務づける。</p> <p>【独自基準を定める理由】</p> <p>養護老人ホーム等、他の社会福祉施設については既に省令で基準が定められていることから、保護施設等についても同様に基準を定める。</p>
身体拘束等の禁止	なし	<p>身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を原則として禁止する。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。</p> <p>【独自基準を定める理由】</p> <p>養護老人ホーム等、他の社会福祉施設については既に省令で基準が定められていることから、保護施設等についても同様に基準を定める。</p>

5 対象となる施設

生活保護法第39条第1項に基づき条例に定める保護施設は、現在の設備運営基準において定められる施設です。

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(3) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

(4) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設

6 施行日 平成25年4月1日（予定）